

## 定員超過・定員割れに関する取扱いの概要

### 1. 定員超過の場合

#### 国立大学

##### ○ 運営費交付金の取扱い

- 一定の定員超過率以上の学生数分の授業料収入相当額(超過授業料収入相当額)の100%を、運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越し、中期目標期間終了時に国庫納付。

年度	定員超過率
平成20年度	130%以上
平成21年度	120%以上
平成22年度～	110%以上 (小規模学部は120%以上)

小規模学部： 入学定員100人以下の学部

2年次編入学者は平成21年度から、3年次編入学者は平成22年度から適用

#### 私立大学

##### ○ 経常費補助金の取扱い

- (1)一定の定員超過率以上である学部等への経常費補助金を減額。

学部等の定員超過率(医・歯学部を除く) (在籍学生数/收容定員(%))(H19年度)	105～106	107～109	110～114	115～144	145～
減額率	0%	▲3%	▲6%	(以下▲3%ごとに措置)	▲27%

(医・歯学部については別表)

- (2) 表の①又は②の定員超過率にある学部等への経常費補助金を不交付。

年度	①收容定員 〔在籍学生数〕 收容定員	② 入学定員 (入学者数/入学定員)	
		学部等 (医・歯学部を除く) (経過措置)	
平成20年度	1.50倍以上	1.30倍以上	(1.40倍以上)
平成21年度	〃	〃	(1.37倍以上)
平成22年度	〃	〃	(1.34倍以上)
平成23年度	〃	〃	—

(医・歯学部については別表)

- 上記のほかに一定の定員超過率である大学等の経常費補助金を不交付とする措置がある。

## 公私立大学

### ○ 設置認可の取扱い

- ・「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校<sup>1</sup>の設置等に係る認可の基準」により、以下の要件に該当する学部等の設置は認可しない（同一の法人が設置する大学等に全て適用）。（なお、国立大学に関する意見伺いに際しても、上記基準に準じた取扱いをしている）

	大学(学部)	短大	高専
チェック対象組織	学部ごと	学科ごと	学科ごと
平均入学定員超過率	1.3倍以上	1.3倍以上	1.3倍以上
対象期間	過去4年	過去2年	過去5年

※対象期間について、修業年限が6年の大学の学部に関しては過去6年、修業年限が3年の短大の学科に関しては過去3年

## 2. 定員割れの場合

### 国立大学

#### ○ 運営費交付金の取扱い

- ・収容定員充足率が一定率を下回った場合、運営費交付金の積算のうち学生の受入に要する経費として措置している額のうち未充分分に相当する額を、運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越し、中期目標終了時に国庫納付。

年度	学生収容定員に対する在籍者数の割合
平成16～18年度	85%
平成19～21年度	90%

国庫納付額 = (学生収容定員 - 在籍者数) × 学生一人当たり教育費単価  
 学生収容定員: 中期計画の別表に掲げられた収容定員  
 在籍者数: 学校基本調査(学生教職員等状況票: 5月1日現在)による学生数  
 学生一人当たり教育費単価: 実収容定員が一人増加した際の所要額とし、教育研究組織係数(運営費交付金の算定に用いる係数)に基づき算出する。

### 私立大学

#### ○ 経常費補助金の取扱い

- (1) 学生収容定員に対する在籍学生数が一定率を下回る学部等に対する経常費補助金を減額。

学部等 (医・歯学部を除く)	最小減額率		充足率の低下に伴い減額率は増加	最大減額率	
	収容定員充足率(%)	減額率		収容定員充足率(%)	減額率
平成19年度	88～83	▲3%		58以下	▲18%
平成20年度	90～86	▲2%		58以下	▲23%
平成21年度	90～86	▲2%		58以下	▲23%

(医・歯学部については別表)

- (2) 学生収容定員に対する在籍学生数の収容定員に対する割合が50%以下である学部等に対する経常費補助金を不交付。